

国立大学法人京都大学教職員の降任、降格及び降号に関する要項等新旧対照表

改 正 前	改 正 後
国立大学法人京都大学教職員の降任、降格及び降号に関する要項 (平成24年3月28日総長裁定) (前 略) (降格の事由) 第4条 } (略) (1)～(3) } (中 略) (降格及び降号の手続) 第6条 } (略) 2 } (後 略) 国立大学法人京都大学教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則 (平成16年4月1日総長裁定) (前 略) (級別標準職務表) 第3条 給与規程第5条第2項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、<u>別表第1</u>に定める級別標準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。 (後 略)	第4条 } (同 左) (1)～(3) } <u>(4) 教職員が就業規則第13条の2の規定に基づき配置換えされるとき。</u> (降格及び降号の手続) 第6条 } (同 左) 2 } <u>3 第4条第4号の規定による降格においては、前2項の規定は適用しない。</u> 附 則 (令和5年 月総長裁定) この要項は、令和5年10月1日から実施する。 (級別標準職務表) 第3条 給与規程第5条第2項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、<u>別表第1 (給与規程附則第6項、第9項又は第10項の規定の適用を受ける教職員にあっては、別表第1の2) に定める級別標準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。</u> 附 則 (令和5年 月総長裁定) (施行期日) 1 この細則は、令和5年10月1日から施行する。 (経過措置) 2 当分の間、国立大学法人京都大学教職員就業規則第13条の2の規定に基づき配置換えをされた教職員であって、給与規程附則第9項各号に掲げる教職員以外の教職員の職務の級については、当該教職員が60歳に達した日以後における最初の3月31

改 正 前	改 正 後
別表第 1 (略) 別表第 2 ～別表第 9 (略) 国立大学法人京都大学教職員特地勤務手当等支給細則 (平成 1 6 年 4 月 1 日総長裁定) (前 略) (その他) 第 9 条 この細則に定めるもののほか、特地勤務手当等の支給に関する運用、解釈等については、別に定めることができる。	日におけるその者の職務の級（同日において職責調整手当を支給される教職員にあっては、職責調整手当の支給の基礎となる職務の級）とする。 別表第 1 (同 左) 別表第 1 の 2 (別 添) 別表第 2 ～別表第 9 (同 左) 第 9 条 (同 左) <u>(給与規程附則第 6 項の規定の適用を受ける教職員の特地勤務手当基礎額)</u> 第 1 0 条 <u>給与規程附則第 6 項の規定の適用を受ける教職員であって、第 3 条第 2 項に定める日において当該教職員以外の教職員であったものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた俸給、職責調整手当及び」とあるのは、「受けていた俸給及び職責調整手当の月額合計額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額並びに同日に受けていた」とする。</u> 2 <u>給与規程附則第 6 項の規定の適用を受ける教職員のうち、第 3 条第 3 項各号に掲げる教職員であるものの同条第 1 項の特地勤務手当基礎額は、前項及び同条第 3 項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて別に定めるところにより算出した額とする。</u> <u>(給与規程附則第 6 項の規定の適用を受ける教職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額)</u> 第 1 1 条 <u>給与規程附則第 6 項の規定の適用を受ける教職員であって、給与規程第 2 2 条第 1 項に規定する異動の日において当該教職員以外の教職員であったものに対する第 4 条第 2 項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた俸給、職責調整手当及び」とあるのは、「受けていた俸給及び職責調整手当の月額合計額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額並びに同日に受けていた」とする。</u> 2 <u>給与規程附則第 6 項の規定の適用を受ける教職員のうち、第 4 条第 3 項各号に掲げる教職員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第 3 項の規定にかかわらず、これらの規定に</u>

改 正 前	改 正 後
	準じて別に定めるところにより算出した額とする。 附 則（令和５年 月総長裁定） この細則は、令和５年１０月１日から施行する。

国立大学法人京都大学教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（平成１６年４月１日総長裁定）

別表第１の２ 級別標準職務表（第３条関係）

一般職俸給表（一） シニア職員級別標準職務表

職務の級	相当の級	標準的な職務
１級～２級	１級	定型的な業務を行うシニアスタッフの職務
３級～５級	２級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行うシニアスタッフの職務
５級※	５級	１ 困難な業務を所掌するシニアエキスパートの職務 ２ 課内における専門的な業務を行うとともに、掛長及び専門職員を指導するシニアエキスパートの職務 ３ 掛内における専門的な業務を行うとともに、主任及び掛員を指導するシニアエキスパートの職務

備考 職務の級欄の「５級※」は給与規程附則第９項又は第１０項の規定の適用を受ける教職員に限る。

一般職俸給表（二） シニア職員級別標準職務表

職務の級	相当の級	標準的な職務
２級	２級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行うシニアスタッフの職務

専門業務職俸給表 シニア職員級別標準職務表

職務の級	相当の級	標準的な職務
２級～４級	２級	特に高度の専門的知識、経験等に基づき困難な専門的業務を行うシニアスタッフの職務
３級※	３級	困難な業務を処理するシニアエキスパートの職務

備考 職務の級欄の「３級※」は給与規程附則第９項又は第１０項の規定の適用を受ける教職員に限る。

教育職俸給表 シニア職員級別標準職務表

職務の級	相当の級	標準的な職務
１級	１級	シニアスタッフの職務

医療職俸給表（一） シニア職員級別標準職務表

職務の級	相当の級	標準的な職務
１級	１級	シニアスタッフ（栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は歯科衛生士等）の職務
２級～６級	２級	困難な業務を行うシニアスタッフ（薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は歯科衛生士等）の職務
４級～７級	４級※	困難な業務を行うシニアエキスパート（薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は歯科衛生士等）の職務

備考 相当の級欄の「４級※」は総長が別に定める職務に従事する者に限る。

医療職俸給表（二） シニア職員級別標準職務表

職務の級	相当の級	標準的な職務
2 級～ 5 級	2 級	1 シニアスタッフ（看護師）の職務
		2 シニアスタッフ（保健師又は助産師）の職務
4 級～ 7 級	4 級※	困難な業務を処理するシニアエキスパート（看護師）の職務

備考 相当の級欄の「4 級※」は総長が別に定める職務に従事する者に限る。